

## 第6回東大阪市文化芸術審議会（第5期）

開催日時：令和2年7月6日（月） 14:00～15:55

場 所：東大阪市文化創造館 大楽屋

### <会議の成立確認>

#### ○会長

それでは本日の進め方としては、事務局さんから案件1と案件2を続けて説明いただきます。その後、一括して、皆様にご意見を伺わせていただきましたと思います。それでは、ご説明お願いいたします。

#### ○事務局 <配布資料確認>

- ・ 次第
- ・ 資料1 ビジョン改定スケジュール
- ・ 資料2 東大阪市第3次文化政策ビジョン
- ・ 資料3-1 新-令和2年度施策調査票
- ・ 資料3-2 現-令和2年度調査施策調査票
- ・ 資料4 委員名簿

#### （案件1）文化政策ビジョン改定案について

それでは案件1、文化政策ビジョン改定案についてご説明いたします。まず今後のスケジュール確認です。資料1のビジョン改定スケジュールをご覧ください。本日の第6回審議会では、この後皆様に新ビジョン素案をご審議いただき、事務局の方で再度修正を行い、その後10月に予定をしております第7回審議会では、パブリックコメント案として委員の皆様にご承認いただきたいと思います。

考えております。現時点でのパブリックコメント実施につきましては、12月から1か月間の予定です。2月の審議会ではパブリックコメントの報告をさせていただいた後、ビジョンの最終のご承認をいただき、4月から新ビジョンに基づいて文化行政を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、前回の審議会において委員の皆様から頂戴しましたご意見をもとに、ビジョン素案の加筆修正を行いましたのでご説明いたします。資料につきましては資料2、ビジョン素案、冊子のものになりますのでご覧ください。

まず表紙にありますビジョンの名称ですが、前回の審議会でのご意見を参考にさせていただき、「東大阪市第3次文化政策ビジョン」という名称にさせていただきました。ビジョンの体裁については、フォントはユニバーサルデザインのものを使用、文字は拡大し、行間を空けて読みやすいようにしております。また前回審議会で提示させていただいたビジョン素案は、文字がかなり多く難しい表現もありましたので、できる限り図や表を用いて理解しやすいように工夫をいたしました。一部用語については注釈とし、各ページ下の部分に記載しております。

1ページから始まるローマ数字のI章-東大阪市文化政策ビジョンの改定というタイトルで、改定にあたって、ビジョンの位置付け、ビジョンの期間・中間見直し、文化の範囲、文化の主体・役割を記載しています。こちらにつきましては、大きな内容の変更はありませんが、2ページの下の方をご覧ください。文化芸術振興条例、文化芸術審議会、文化政策ビジョンの関係性や位置づけを明確にし、中間見直しなどについては本審議会のご意見を踏まえ検討することとしています。

ページをめくっていただきまして3ページでは、ビジョンにおける文化の範囲を市民文化と都市文化の2つに区分し図示いたしました。

また4ページでは、文化の主体と役割について、主体を市民、企業・事業者、

市の3つに分けて、それぞれ表にしています。この辺りの整理については、前回の審議会において良い自治体の計画として挙げていただきました舞鶴市の基本計画を参考にいたしました。また前回の審議会のご意見でいただきました、アームズ・レングスの原則についても、4ページの上から4行目に、行政の役割を明確にする上で記載いたしました。

続いてページをめくっていただき5ページからは、ローマ数字Ⅱ章-東大阪市の文化の現状と課題というタイトルで、まず社会動向の変化を記載しています。前回提示させていただいた素案では、国と大阪府の動向の2つに分けていましたが、特に区分はせず、計画や法律の改正を主に6点に分けて挙げています。(1)から(5)までは主に法改正になりますが、東大阪市として近年大きな出来事であったラグビーワールドカップを含むゴールデン・スポーツイヤーを7ページに(6)として記載をしております。

8ページには、東大阪市の動向として年表を載せております。この後ご説明いたしますが、9ページ以降の東大阪市の取組と一部重複する内容がございますので、このページでは主な内容を年代順に並べるにとどめています。

次に9ページから16ページにかけては、前ビジョンの評価というタイトルで、前ビジョンの構成や主な取組・実績を整理いたしました。10ページ以降には、前ビジョンにおける東大阪市のこれまでの取組や実績を9項目挙げておりますが、この項目が9ページ表の前ビジョンの基本方向と施策の柱、推進のためにどの分野に該当するかを表記させていただいています。例えば10ページの(1)文化芸術振興条例・審議会の設置については、9ページの推進のためにⅢ文化政策の評価システム、Ⅳ文化条例の制定に該当する取組であることが分かるようにいたしました。

続いて16ページに移ります。16ページ中央からは、以前実施をした市民意識調査の結果を、19ページからは東大阪市の文化芸術における課題を記載

しております。これらは前回提示させていただいた素案から表現の仕方を一部修正しておりますが、大きな変更はございません。

続きまして21ページです。ローマ数字のⅢ章-基本理念となりますが、こちらも前ビジョンから大きな修正はございません。

24ページに移ります。24ページからはⅣ章-文化政策と基本方法及び施策の柱となり、前半に市民文化、後半に都市文化について記載をしています。前回の審議会が一番ご意見をいただいたと認識しております施策の柱の具体化のため、評価指標を設定することといたしました。市民文化については25ページに、都市文化については28ページに、会長にもご相談をさせていただき、それぞれの施策の柱の評価指標・現状値・目標値を設定することにしたいと考えております。施策の柱自体は前回の審議会から変更はございません。現状値につきましては、今までの審議会で作成をしました施策調査票や昨年実施した市民意識調査から値を出すことを想定しています。目標値につきましては、現在空欄にしていますが、現状値を踏まえ、今後具体的な数字を記載する予定です。

そこで現状値の抽出のために、現在の施策調査票を一部修正する必要があると考えておまして、施策調査票の修正となりますので、本日の審議会でご承認いただいた上で、今後庁内に照会をしたいと考えております。施策調査票の詳細につきましては、案件2でご説明させていただきます。

そのほかには、これも前回の審議会でご意見を頂きました各施策の柱に、本市の文化振興条例とSDGsのクレジットを記載し、紐付いていることを明確に示しています。柱の記載順につきましても、条例に基づいた順番に並び替え、また19ページ・20ページで明らかにした東大阪市の文化芸術の課題を踏まえたものとしております。また修正した施策調査の回答をビジョンの別冊という形で取りまとめ、どの施策の柱に紐付く事業なのか、どのような事業があるの

かを、次回の審議会に報告させていただき、それらの事業の実績などについては毎年度公開することとしたいと考えております。

最後に32ページ、V章-文化政策の推進のためにについてです。前回提示した素案では、推進していく内容を5つの項目に分けて文章で記載をしておりましたが、どのように進めていくのか分かりにくいというご意見もいただいておりますので、推進するイメージとして図で表示しております。各部局、文化行政推進会議・文化のまち推進課、文化芸術審議会のそれぞれの役割を明確化し、いわゆるPDCAの形で東大阪市の文化行政を推進していく形として表現をしました。ページをめくっていただき、最終ページにはビジョンの全体の体系イメージをつけております。案件1のご説明は以上となります。

#### (案件2) 施策調査票の変更について

施策調査票の変更についてご説明します。第4期の審議会で、施策調査票の様式が完成しておりましたが、先ほどご説明しましたようにビジョンの改定、評価指標の値の抽出のため、また庁内から様式が少し見づらいといったご意見もあったため、会長にもご指導いただきながら、事務局の方で修正をさせていただきました。指標抽出のためというのが主な修正の理由ですので、これまでの施策調査の趣旨から外れるようなことはございません。

資料3-1が新調査表案、資料3-2が現在使用している調査票になりますのでご覧ください。まず全体的な体裁に関してですが、実際に調査表を作成する回答者が入力しやすく、また事業の振り返りやPDCAサイクルが確認しやすいように工夫をしました。現行の調査票ではA4横だったものをA4縦に整え、表面は集計しやすいように、該当する四角の箱にレ点を入れるチェックボックス式や、空白部分をクリックすると複数の選択肢が表示され、該当するものを選択するプルダウン式などを主に取り入れております。裏面に関しましては、

文章で記載するものをまとめました。庁内から回答をもらった際にできる限り集計しやすいように、選択肢についても見直しております。

新ビジョンから調査表に反映させるため、今回新たに追加した点を4点ご説明します。説明の都合で、回答項目の部分に番号を記載しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。1点目は新調査表案の表面⑧実施場所についてです。現行の調査票では、事業実績という記載欄があり、回答者の判断で実施場所を自由記載となっていました。今回から全ての事業がどこで開催されたのかを把握できる項目を追加しました。2点目は⑩鑑賞・発表と⑪事業手法についてです。新ビジョンの柱及び評価指標にもあるように、市民における鑑賞・発表の場の提供や、インリーチ・アウトリーチ事業を推進していくに当たり、該当している事業については選択できるように追加をしました。3点目、中央左の⑬参加・利用可能者→⑭主なターゲット→⑮参加・利用合計人数と、⑯子どもの参加・利用人数についてですが、現行の調査票では施策・事業の対象として、市民全般を中心に単に対象者を答えてもらう様式でしたが、新調査票では、まず事業における参加可能者を聞き、その中でその事業の主なターゲットを聞くこととし、文化施策においてその事業のターゲットの設定の必要性・重要性を周知していきたいと考えております。そして実際に参加・利用された方の合計数を記載し、その中で、市内子どもの参加・利用人数を答えてもらうという流れに変更しました。新ビジョンでは新しく、子どもが文化芸術に触れる機会創出という柱としましたので、まずは子どもを中心に参加度を把握できるようにしていくことといたしました。最後に右下の⑲ユニバーサルデザイン対応についてですが、現行の調査票にも同様の項目があり、ユニバーサルデザイン対応がありの場合は、その対象者をチェックし、具体例を自由記載してもらう形でした。新調査票では、同じく対応がある場合は、授乳室から始まる利用可能な具体例をチェック式で回答してもらいます。その下の実施場所

における設備等には、例えば開催した場所にエレベーターやスロープなどがあれば記載をしてもらい、その場所に決めた理由、例えば駅から近く参加しやすい場所であるなどを記入してもらい、実際の使用例等も認識できるようにします。現行の調査票には、対象者についての選択肢がありましたが、別項目で確認していることと、具体例から見ても対象者がある程度把握できるため、ご説明をしたとおりに変更をしたいと考えております。

次に削除する点を3点ご説明します。現行調査票、横のものを主にご覧ください。1点目につきましては、表側の左上に対象地域と書いて、市内全域AからG地域とありますが、次期総合計画では本市を7つの地域に分けるという地域別計画の項目がなくなっておりますので、新調査票からは削除をさせていただいております。2点目は施策・事業実績についてですが、回答者によって記入の仕方や内容が様々であったり、新調査票では実施場所・参加者人数などを答えてもらう箇所を追加したので、そこから実績を読み取ることとし、記載式の実績については削除をさせていただいております。3点目に自由記載式の施策・事業目的と背景、また課題と裏面にある今後の方向性については、実際にはそれぞれが関連する回答となっていることもあり、統合をさせていただいております。

施策調査票の様式については以上となります。繰り返しにはなりますが、今回皆様にご承認いただけましたら庁内に照会をし、その回答から評価指標の現状値を出すこととなります。庁内から回答のあった調査票を当課でまとめ、ビジョンとは別の媒体にはなりますが、過去の分の実績報告という形で施策をまとめた冊子のようなものを作成し、公表できればと考えています。

大変長くなりましたが、説明は以上となります。

○会長

はい。ありがとうございました。物すごく的確に要点を押さえていただいたの

で分かりやすかったです。では今の2点、合わせて各委員からご意見を賜って  
いきたいと思います

○委員

私自身の活動から多文化共生のことが一番気になるところで、前回のビジョ  
ンの案に比べると事務局が検討や見直しをしているため、大変うれしく思いま  
す。特に21ページの基本理念の中で下の方、外国人住民を含めた全ての市民  
が希望や誇りをもち、一人ひとりの人権を尊重し、一人ひとりの存在や違いを  
認め合う社会を文化の力で構築していくことをめざします。という記載は本当  
に一番大事なことではないかと思います。会長がいつも発言なさる、時間とお  
金に余裕がある人だけの文化では決してないということです。そして、27ペ  
ージの下の方、幼児や未就学児、外国人、障害者、高齢者、経済的に困窮して  
いる人で、どのような立場になっても、その人を取り巻く状況に関わらず誰も  
が文化芸術に親しむことができるような環境づくりを進めていくということが、  
本当に大事だと思います。この理念をいろいろ意識して進めていただきたいで  
す。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員

今いろんな制約がある中ですが、パッと項目が飛び込んできて非常に読みや  
すいです。やはり教育、子どもたちのこと、子どもたちの将来のことがたくさ  
ん含まれているので、何か温かい感じがします。ピンチはチャンスにと学校で  
も常に言っているなので、より豊かなものになっていくことを想像します。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

## ○委員

全体的にデザインも非常に見やすくなり、内容的にも平成20年の前ビジョン以降のいろんな新しい法令の整備など社会状況の変化がきちんと入っています。また、当審議会における様々な指摘についても反映すべき点は反映しており、SDGsやアームズ・レングスがきちっと入っていて、大変読みやすくなっています。

そう評価したうえで、3点について意見を述べます。

1つ目は、文化行政をめぐる経緯の説明に関する事柄です。ご承知のように今回のコロナ感染拡大をきっかけに、文化に限らず社会のいろいろな分野で根源的な問題提起といたしますか、棚卸しをしないとけなくなった経緯があります。文化行政についても、文化への公的支援の在り方が世界的議論になっているといっても過言ではありません。ここで結論を出す必要はないでしょうが、東大阪市として文化の公的支援についてはこのように考えるというポリシーみたいなものがどこかに入るとアップトゥデートな感じがして、コロナ感染渦中の2020年に文化政策ビジョンをつくったことがよく分かると思います。

個人的には、財政的に文化予算は何パーセントというところまで触れてほしいのですが、2019年の文化庁調査では、日本の国家予算に占める文化予算の割合は、各国と比べると10分の1以下という非常に情けない状況です。

2つ目は、ビジョンの全体構成における章立ての順番の問題です。

1番目がI章のビジョンの改定、2番目がIII章の基本理念、3番目がIV章の文化政策の基本方向とV章の文化政策の推進、という順番にして、II章の経緯の説明は後ろでも良いのではないかと思います。要するに、今後どうするのかという方針の部分が、全体のうち半分たってからしか出てきません。その部分が先にある方が、メッセージ性があるのではないかと思いますので、中身はこのままで順番を変えられてはいかがでしょうか。

3つ目は、言葉の問題です。SDGsの項で紐付けという言葉が出てきますが、コロナ関連特別給付金をめぐる銀行口座との紐付け問題が一時浮上しました。あまりイメージが良くないので、言い換えたらどうでしょうか。

細かいことですが、西暦と元号の表記が混在しているので、これは統一された方がいいと思います。

○会長

表記について、どこの言葉が混在していますか。

○委員

まず、この1ページ目の東大阪市の文化振興については、平成20年3月のみで、西暦の表記がありません。

○会長

西暦と元号については統一しましょう。ありがとうございます。

今、コロナに関するご発言がありましたが、事務局からコロナ関係について後ほどご相談があるようなので、今回は省いてのご意見をお願いします。では次の委員どうぞ。

○委員

非常に読みやすく、分かりやすくなったなという印象があります。他委員からもありましたように、実際に何をするのかというのが後半に来ているため、ここから始まるのかという印象がありました。先ほどご提案頂いた、先に何をするのかを明確にするというのはすごくいいなと感じました。

特に一つ気になったのは、実際この書面については基本的にルビを入れた形になるのかなということです。そうするとボリュームが増えるので、見やすい見にくいということが出てくるかと思いますが、実際にこのビジョンにもされていくのかなというのは一つ感じました。

あと資料3、新しい調査票の⑱ユニバーサルデザイン対応のチェック項目下

に例えばエレベーター、スロープと書かれていますが、駐車場などのバリアフリー項目があり、使用の際に障害者の方が気にされるところかなと思います。自由記載ではなく、チェック項目にしてもらえるのであれば、わかりやすいかなと思います。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員

皆さんがおっしゃっているように読みやすくまとめてくださっていると思います。3ページ目の文化の範囲について、分かりやすく伝えるために苦心されたと思いますが、説明しようとするほど分かりにくくなる気がします。次の文化の主体とその役割が端的に整理されていると思いますが、市民文化と都市文化の両方に関わるものも多く見られます。例えば文化財は、市民文化にも都市文化にも関わり、民俗文化や伝承芸能は文化財や歴史資源にもあたります。あるいは多文化共生は、市民文化ではないのかというような点が多々あり、細かく分類しようとするほど矛盾がたくさん出てくるような気がします。

市民文化は文化的な人権を守る、保障していくということが重要だと、何が重要なのかということをしっかり書く方が良いのかなと思います。市民の表現活動や表現に触れるアクセスというようなものがきちんと保障されているということが市民文化の本来非常に重要な要素であり、文化体験・学習の権利とかをもう少し分かりやすい言葉で書いて、その中にこういう具体的なジャンルが示されているというのはあってもいいと思います。このようにすれば、市民文化と都市文化の2本立ての意味合いというのが理解しやすいと思います。

都市文化は、都市のアイデンティティを醸成していくことについて、何によって何を基盤に出来上がって創り上げていかないといけないのかというようなことが分かるように表現をしていくことが大事だと思います。そうすると、主

体とその役割というところの整理の仕方ともつながって理解しやすくなると感じました。

それから5ページからの社会動向の変化で、法律の改正を自治体としてどのように受け止めて、今後何を積極的に行っていくのかを強調した方がいいのかなと思います。具体的に言うと、社会包摂に相当な力を入れないといけないことや、連携などのコミュニティとの関係性です。社会の大きな変動の中で、文化芸術が大きな力を発揮していかないといけないというようなことが読み取れるもう少しエッジの効いた取り上げ方をしてもいいのかなと思います。

それから、10ページからの前ビジョンにおけるこれまでの取組みや実績は非常によくまとめていますが、一番大きな出来事とも言える(2)文化創造館の開館、文化施設の整備は、PFI方式で整備ということについてだけ説明がされています。運営の観点から恐らく今後改善していかなければいけない要素もあるかと思うので、ソフト面のあり方を少し記述した方が良いかと思います。

22ページ上から6行目、市民は力をつけていくということを表現するために、市民の自立を促進する(自分のことは自分でして他の人の役に立ち…)と記載がありますが、現時点で自立してらっしゃる市民が大半だと思いますし、自立のために支援が必要な場合もあります。なので、市民がより自分の能力を生かしていくなどの表現にした方が良いのではと思います。後半にも問題解決する力をつけていくというような表現もあるので、それにつながる創造的な表現にしていくのが良いと思います。

26ページ(2)文化施設の公共的役割の徹底、(3)文化芸術の情報収集及び発信、(5)誰もが文化芸術に親しむ環境づくりなど、特に情報関連については、これまでの日本の情報環境を前提にして考えるよりも、情報を社会的なインフラにしていくためにはどうすべきかというのを一步踏み込んだ表現にする必要があると思います。リモートの活用によって遠隔であっても参加で

きるということは、ある意味ライブではないけれども、参加の幅を広げる窓を一つ開くということでもあります。このような可能性も追求していく必要があるというようなことも、少し触れてもいいのではと思います。

(9) 多様な文化が交流するまちづくりの訪日外国人数の増加傾向については、交流がなくならないにしても、当面の間ガクンと落ちる状況でビジョンを作成するので、文言の表現等は考えないといけないと感じています。

32ページの推進のイメージの図は、各部局と審議会と推進課の関係性だけでいいのかというのがあります。今の事業のやり方から、そこにパートナーとなるPFI事業者、指定管理者、大学連携、包括連携協定や連携団体等は重要な役割を担うと思うので、関係性をどう表現するのか問題提起としてあります。

最後の体系イメージ図のところ、前回は議論あったと思いますが、推進体制をあえてここから外しているのはどうしてなのかと気になりました。

○会長

ありがとうございました。次の委員どうぞ。

○委員

この基本理念も本当に素晴らしいと思うのですが、他自治体が名前を変える中、ずっとこの人権文化部という名前を守っていることが最終的に良かったと思います。人権文化というのは大阪にとって、かけがえのない大切な文化だと思うので、1か月前に人権博物館が廃館になり本当に悔しい思いです。人権文化は日本全体や世界にも広めていけない貴重な文化だと思います。会長より、暇でお金のある人の道楽としての文化政策ではなく、本当の社会政策としての文化政策というお話がありますが、ここにきっちりリバージョンされた形で生かされ、本当に結晶化されつつあるなど実感します。この場では日本全体がめざすべき文化政策の先端的なことが議論されていてメンバーも素晴らしいので、大きな学びの場です。

大阪府の文化の事業予算は日本で最低の88円というのはご存じですよ。都道府県で一番多いところは滋賀県の700円、東京都でさえ500円で日本の一人当たりの文化予算はコーヒー1杯分です。ちなみにドイツは3万円で何十分の1というレベルです。府がそういう状況でも、頑張っている大阪の基礎自治体があれば、礎ができたので次はソフトとしてどれだけすばらしいことをやっていくかということが課題になると思います。

この施策調査も今回さらにバージョンアップされて非常にシャープだなと思います。例えば⑬参加・利用可能者としていろんな社会的な階層があって、その中でまた⑭主なターゲットに絞り込んでいます。さらに⑰ユニバーサルデザイン対応があって、3つをつなげて見た際に、どういう事業が今必要で、その事業は全体の中でどのぐらい必要で、そのためにはどのような予算を配分したらいいのかということまで、審議会では考え、評価しないとイケないと考えます。例えば、高齢者、障害者、外国人は参加・利用可能者ではあるが、主なターゲットとしては入ってこない事業について、それはそれでいいと思います。しかし実際に、高齢者、障害者、外国人が主なターゲットで参加できる事業というのは一体どのぐらいの割合必要なのか。どういうジャンルに対してどのぐらいの数が必要であって、もしそれが実現できなければユニバーサル対応で何が必要なのか。そのためにはどれだけの予算措置をしていくのかなど積算した上で、東大阪市として根拠を挙げた上で一般会計のうち何パーセントは文化予算として獲得すべきだという要求を掲げてもいいと思います。理論だけの文化政策が多過ぎて実際何も変わらないということが多過ぎますが、東大阪はそれを変えられる条件が今できているので、ぜひ変えて予算化までもっていただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員

前回のビジョン素案に比べて字も大きく、すごくスッと目に入り、内容も読もうという気持ちになりました。これが実現されていくと、とてもうれしいなと思います。

ビジョンが作成されても、実際このような非常時があれば全てストップしてしまいます。これから大きくなる子どもたちは、やはりいろんな情報や芸術を受け入れて豊かになってほしいと思います。何が起こるかわからないこのような状況に出会ったビジョンですので、SNSができない小さなお子さんや学校に行けなくて家の中で過ごす子どもたちに対して、何か発信してもらえるようなものも取り入れていただけたらと思います。これを糧に何かいい方向にもって行っていただきたいなと感じました。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○委員

分かりやすいということは、市民に対してでも同じことが言えると思います。それと今の人権文化部文化室になったという理由と今までと何が違うのかをお聞きしたいです。「文化のまち、東大阪市」とようやく最近こう言えるようになったということは、非常にうれしいことであります。

市民文化と都市文化の違いが書いているところに関して、先ほどご意見がありました。今まで言及されていなかったのも、これこそ一番市民には分かりやすいと思いました。

それから生涯学習として、学びにトライ！を発行しているということですが、どこが発行しているのかをお聞きしたいです。

○会長

事務局より、お答えいただけますか。

## ○事務局

まず学びにトライ！につきましては、生涯学習の観点ですので教育委員会の社会教育課で所管しております。

また、4月の機構改革について、目に見えての点で申し上げますと、社会教育部から文化財課をこちらで受けました。やはり、このまちということを考えたときに、今だけというところを見るのではなく、このまちが生まれて育ってきた歴史的なもの、育んできたものを含めて、これからの文化というものを考えないといけないと思っています。文化室の中で、文化のまち推進課と文化財課が所管していることの意味は、これから表していくことがたくさん課題としてもあり、活用することや市民の方にお伝えすること、市民の方と一緒にすること等、いろんな面に影響があると思いますので、まとめていることの意味を感じながら仕事をしていきたいと思っています。

## ○会長

ありがとうございます。それでは次の委員どうぞ。

## ○委員

良いビジョンの素案をつくっていただき、皆さんと同じように見やすい、読みやすい、そして理解のしやすいビジョンだと思います。文化は非常に興味深いけれども、少し敷居が高いという場合もあり、行政のビジョンは非常に読みにくくて、渡されても全文を読み切らずに置いておくというようなこともよくありましたが、これはむしろ読み込んでしまうぐらいに読みやすく分かりやすいものでした。文化は地球の誰一人として取り残さないという言葉どおり、文化に触れることの少ない方に対しても配慮のされているこのビジョン自身が、バイブルになったり手引きになったりすることもあるのではと思います。

コロナがあって、今ちょうど取り入れることもできるので、改定も良い時期に当たったのではないかなと受け止めています。

○会長

ありがとうございます。次の委員どうぞ。

○副会長

細かい表現については、今後表現や文章のチェックがちょっと必要かなと思います。例えば、3ページ5. 文化の主体・役割の5行目、東大阪市に関わった人すべてを文化の主体とすることについて、関わったという過去の人だけに限定するのではなく、むしろ東大阪市と今現在や今後も含めて関わりを持つとした方が趣旨がはっきりするかなと思います。先ほどの市民文化と都市文化についても、委員のご指摘は非常に重要だと思います。前回の難しい専門的用語は今回説明を加えたことにより分かりやすくなりましたが、まだ表現のところでもう少しブラッシュアップする点があるかなと思います。

委員の皆さんからも有難い指摘があり、基本的にここまでやってきた東大阪市の路線は、全国的に見ても非常にレベルが高い文化政策をやっていると自信を持てます。今回なぜ改定するのかが一番のポイントになるので、ただ単に時期が来たからだけではないという趣旨は、もう少し丁寧に説明した方が良いかなと思います。

順番の問題も改定のポイントが先にくる方が趣旨がはっきりするという意味ではいいかもしれません。まず東大阪市がこのビジョンを策定し、条例を制定し、文化政策の体制を非常に早くから取り組んできたという方向性は間違っていない点には自信を持つべきであると思います。ビジョンの中身も行政目線ではなく、主役は市民であるということをはっきりさせています。では、何を改定するのかという点ですが、一つは大きな社会情勢の変化で大きいビジョンを掲げながらも現状足元を見るといろいろやっぱり問題や課題がたくさんあります。現実にお年寄りが出られない、歩こうにもこういう環境の問題で平等に文化的人権が享受されているかという点と、東大阪市のアンケートを見ても

必ずしもそうではないという大きな課題があります。改善するためには、改定する前の一つの大きな施策のポイントになるかなと思います。

もう一つは理念の方向性、私は非常に立派だと思いますが、現実のアンケートからは、市民文化というものが本当に活発かというところ、そこはまだ大きく課題があります。民間でされている方の活動もっと盛り上げて、文化活動や文化政策のレベルまで高められるとすると予算や環境、仕組みなど、そこで行政が果たす役割はかなり大きいと思います。例えば小阪ジャズストリート、八戸ノ里の宮本順三記念館など民間での活動を、もっと東大阪市の文化活動として市民が文化享受したらいいかなと思います。権利の問題だけではなく、それを活動として市民が文化に取り組めることは、市民の側から本当はやっていかないと仕方ないのですが、非常に先進的なプロジェクトが各地では進んでいます。市民が取り組める、地に足のついたアートプロジェクト、あるいは文化プロジェクトは東大阪市も実は結構ありますが、そういうのを環境づくりやネットワークづくりと言って促進していくようなものがどこかに入れられればいいかなと思います。

#### ○会長

もう一度リニューアルをしていきたいと思いますが、いただいたご意見をひっくるめて事務局と委員と私とで協議させてもらってよろしいでしょうか。

それから委員がおっしゃった第Ⅱ章がボリュームがあるので本編までが長いということ、これは境界の紙を入れたらだいぶ印象が違うなど。第Ⅲ章から本編と分かるようなあしらいにしたらどうかなと思います。やはり経過は後ろに来ると、かえってくださくなる気もするので、それもひっくるめて一度検討しましょう。

3 ページの文化の範囲を市民文化・都市文化と分けているのは、これはもう東大阪の文化政策基本計画の基本構造なので、変えることはできないのですが。

文化の範囲として事例に挙げているものの扱い方が実は正しいかどうかというのはちょっと疑念が出たので、市民文化と都市文化に分けますという話と、この計画で扱っている文化の範囲はこれというのが、一緒に扱ってしまっているのようになってしまったと思います。むしろ、簡単に国の文化芸術基本法の扱っている文化の定義に準じますぐらいにしてもいいかもしれません。結果的に市民文化でも都市文化でも扱うという、その芸術の範囲があるわけで、音楽はどちらにもまたがるわけなので、そういう整理をしてみましょう。

#### ○委員

国の文化に準じるというのは、正直話になっていないので私はどちらかというのと反対です。それなら東大阪市独特にやるべきだと思います。

#### ○会長

分かりました。文化芸術基本法は官僚がつくった法律ではなくて、実は我々研究者、アーティストがかなり議論してつくった産物だと思っています。あそここの定義はかなり精密なので、何も国に従うという意味ではなく使いやすいという意味です。だから別にこれを国法に準じますと言わないで、国のをそのまま使って、東大阪ではこれを文化としますと言えば、全部終わりなので、あしらいは簡単です。

それから5ページ以降の各社会動向の変化に法律や計画を扱っていますが、この法律ができたことで何が強調されましたとか言う方が分かりやすいよねという話ですね。だから何かトピック出しをしていきましょう。例えば、劇場・音楽堂活性化に関する法律ができたことによって、学校教育・福祉機関との連携というのがはっきりと謳われるようになり、それから大臣告示でコミュニティーの活性化のために使ってくださいというのが出てきました。これは劇音法からです。それから文化芸術基本法のところでは振興という言葉をやめました。振るい興すとは、寝てるやないか起きんかいという言葉で、上から目線でそん

なことと言われる筋合いないわというような反省もあって、むしろ振興を妨げているのは国という話で全部削りました。新文化芸術基本法は、この劇場・音楽堂の活性化に関する法律そのものを基本法の中に取り込もうとした法律で、先にできた各法を基本法が受けて大改正されました。基本計画も旧法の時代は基本方針だったのが基本計画に名前が変わり、旧法の時代の基本方針が1期から4期まであったので、新法に基づいてはまた第1期に始まっているという流れがあります。これも人権とか社会包摂ということはすごく意識しています。それを受けて実は文化芸術活動推進に関する障害者の法律ができました。これは社会包摂の理念そのものです。いずれ子どもの文化芸術活動推進法というのもできてくるルールが引かれたかもしれないというふうに思われます。併せて文化財保護法の改正は文化財の活用ということですね。なので、教育委員会だけに押しつけることなく、首長部局も一緒に協力しなさいということです。ただ気をつけないといけないのは、活用につながらない文化財は保護に値しないみたいなことを言う人がいますので、それは私たちは断固として受け入れません。保護をしなければ活用はできないというのは当たり前の話です。

最後のスポーツイヤーズとか訪日外国人の増加は、これは東大阪的特徴で言っているので、これについて私たちは抵抗はしません。どうぞ。ということです。そのような感じでトピック出しをしてもう一度リバイズド版を作ってみます。

では、コロナに対応して、何か私たちが提案できるようなアイデアがないのかなということについて、事務局さんから一旦提案の趣旨をお話ください。

#### ○事務局

今回、このビジョンを改定するに当たりまして、当然コロナのことにつきましてはどういうふうに考えるべきかというのは当然部内でも話をさせていただきました。一旦コロナについて掲載をしていないのは、まずこのビジョン全体

にコロナのことや大きな災害のことをちりばめるのか、もしくは章を別で変えるなど特出しで章をつくった方が分かりやすいのかと考えています。おおむね10年のビジョンということになりますので、今の段階でコロナの感染がどこまでというのも見えない中、本編に全部ちりばめてしまいますと、できる範囲の文化政策もどんどん小さくなり、文化創造館も1,500席を750席にするなどの対応をしておりますので、あまりにも書くと、前を向いているのかどうなのかというような議論にもなりかねないなと思いました。我々としては一旦特出しの別の章なり項目をつくり、その中で一定整理をし、こういう中でも文化行政は大事で必要性がある。というような締めくくりをさせていただけたらという考えがありますが、その辺りのご意見をいろいろ賜りたいと思っております。

#### ○会長

補論でいくべきか、本論の中に溶かし込むべきなのかということについてプラス、いろんなアイデアを出していただきたいです。

#### ○委員

フェーズがどんどん変わって、とにかく自粛しなさいという時期は何もできないで、じっとせざるを得なかったが、今少し雪解けになってきました。大阪でも大きなホールの演奏会が始まって、ずっとネット配信で聴いていましたが、私もシンフォニーホールで4か月ぶりに関西フィルの生演奏を聴いて震えがきました。ネットを通して鼓膜だけを動かす音楽と、肌を通して細胞まで揺り動かすような音楽に一気に包まれるというのは、もう全然違う体験だということを感じました。でもよく考えてみると、長くたくさん生の良い演奏を聴いてきた人間だから違いが分かるけれども、これからライブで聴くような経験がない次の世代が、もうデジタルだけで自分の知覚・感覚の世界がつくられてしまうと判断もできないですね。本物とかまがいものとか判断もできないな

んで、一番怖いことです。文化庁の支援事例として挙がってくるのはネット配信で、設備投資も含めて手厚くなると思います。そういう今まで劇場とかライブ、パフォーマンスにアクセスしていない人にとって初めて触れるという、入り口を広げているのでデジタルは必要ですが、デジタルは常にライブリアル、プラスデジタルという考え方の方がいいと思います。ただその本体のライブパフォーマンスをどうやって確保していくかという苦労が多いので、あと1年ぐらいは試行錯誤になると思います。この前の演奏会は本来は80人ぐらいの大きな編成だったのが40人ぐらいの小さな編成にして、舞台上は間隔を空けても問題ないようにしていました。でもしばらくは1800年ぐらいまでにつくられた曲の規模や編成の作品しか演奏できなくなるでしょう。その中にも実は忘れていた掘り出し物がたくさんあると思うので、しばらく、編成を小さくして間隔も空けて、掘り出し物に光を当てれば十分に満足できるのではないかと思います。でも安全を確保した上でライブはどうにかして続けていくべきだと思うので、それにちょっとプラスアルファ、デジタル配信にアクセスできる機会をつくるという方向がいいのかなと思います。今ちょうど再稼働のフェーズに入って、どこのホールもライブハウスも環境的な混乱さと同時に経済的な混乱さがある試行錯誤です。例えば、ホール1、500人定員を700人でやると言えば、30万の貸館料金を半分にするという措置を兵庫県は入れました。そうするとかなり経済的に助かりますので、そういう形で回数を増やすための支援をするという何か施策を考えたらどうかなと思います。

#### ○会長

今のは兵庫県の先行事例ですが、全国での議論は、いわゆるサプライヤーとしてのアーティストあるいは芸術団体の供給するコストをどうするのかという話です。それから入場者数を半減させて、1、500人定員のホールを700人にした場合、それだけの分は当然赤字が発生する要因になるので、それに対す

る赤字補填をするという助成を考えている、あるいは会場料を半分にするという自治体があるということです。サプライヤー側の議論で、アーティストや劇団、交響楽団が干上がるという話は確かにありますが、それよりもっと大事なものは、その芸術をアクセスする権利を奪われてしまうということです。特に子どもは小さい段階で触れていかなければ素養というのは芽を開かないわけで、例えば1年間そのままぶっ通しで全てのアートから遠ざけられたら物すごく欠落になるのではないかという問題提起です。だからいわゆる供給者側ばかりではなくて、需要者側の人権ということも考えて支援ということを考えてほしいというのが平田オリザの発言です。委員は供給者側が今非常に苦勞している中で、苦勞に対する助成の仕方はいろいろあるということですが、本編の中でなく、補論としてやるべきですか。

#### ○委員

多分この半年ぐらいは、本当に様子を眺めながらになります。それから本格稼働が例えば来年4月以降にできるとすれば、そのときに何が不足しているのかということもありますが、本当に書きづらいです。フェーズが変わるのか、葉ができるかも分からないので、抽象的に書くか、フェーズごとにきっちり分けてやるのか。ただ、予算措置が伴いますよね。

#### ○会長

書く限りは予算措置を確保しないといけないという兼ね合いもあります。本編に入れるか補論で書くのかは、実は予算がどれだけ取れるのっていう話とも関係するので、審議会で決定するというよりは、行政の実情というものと掛け合わせて考えてもいいかなとは思いますが。詳しく書き過ぎると、それだけの事業を用意しないと計画に書いてあるのと違うと言われかねないです。

#### ○委員

どんどん情勢は変わっていくので、細かいプランをここに書くというのはま

ず難しいと思います。ただ、前回の審議会で委員が予期せぬ災害についても何か盛り込むべきじゃないかというご意見がありましたので、コロナだけではなく、これから先恐らくいろんな災害が起きてくるという非常事態を考えたときに、どういうふうに立ち上がっていくかというようなことも考慮して書いてもいいのかなという気がします。

文化政策におけるレジリエンスみたいなものを、政策としても考えていかなければいけない時代になっているということ、どこかできちんと言うことは必要かなと思います。具体的なプランはそのときの状況で考えざるを得ないので、それは改めて、今回のケースはこう。と最後に書くのか良いかもかもしれません。

それともう一つは、全体を通してコロナ禍で顕在化している問題のかなりの部分は、SDGsがゴールとしようとするところにも重なります。そういう意味では、このような視点で考えていくということが、コロナ禍の中においても、まざまざと実感されているということの本編に記載することは可能であろうと思います。特に教育にも関連して、芸術にアクセスする権利が阻害されてしまうという問題を起こさないように、どうやって担保していくのか政策側も考えていかなければいけないという提起はしておくべきかなという感じがします。

#### ○会長

災害とアートとの関係を記述しましょうか。その中の本文でコロナ禍においてはこういうことが考えられるというような事例を並べていくのはどうでしょうか。文化計画で、災害とアートについて記載があるのは関西ではここだけになるのではないのでしょうか。

#### ○副会長

関連して、文化的人権の位置づけというのは、まさに生存権で生きていくために必要な人権なので、これは決して不要不急ではないのです。どうも政策的

に政治的な不要不急の範疇に入れようとする流れがあります。それに対して、長期的なビジョンでは文化的人権をどう捉えるかという中で、災害の場合でも文化的人権が一番の生存権なので、それをどう確保してどうやっていくか具体的な細かい施策までは全然必要ないと思うので、考え方としては入れておいた方がいいかなと思います。それはコロナだけではなくて地震や戦争など、いかなる災害時でも非常に大事なポイントと思います。

○会長

そのとおりです。

○委員

人権としての文化の権利と、文化における予算のつけ方の2つはなかなか難しいのですが、特に人権の視点というのは申し上げるまでもなく、憲法25条に「健康で文化的な生活」、それから文化芸術基本法の第2条に「文化芸術を創造し享受することが人々の生まれながらの権利である」と書いてあります。金があるからやるとかやらないとかではなくて、人間の基本的な権利であるということが、災害やコロナで図らずも明るみに出ました。それをビジョン全体にまぶしてしまうと、おっしゃるようにフェーズが変わると状況も変わってくるので、コロナを含む災害の中で文化行政はどうあるべきか、ポリシーはどうかということを鋭角的に書くと、全国どこにもないような非常にシャープなものになると思います。

それから予算については、さらに減らそうとしていることが今回のコロナで明るみに出て、人間の基本的な権利としての文化とますます逆行するようなどころもあります。政治的な側面があるので表現は難しいと思いますが、何かこう東大阪ならではのポリシーを持って記述される方が、章を立てるかどうかは別として、普遍性・歴史性という意味ではいいと思います。

○会長

おっしゃるとおりと思います。

#### ○委員

我々も今年の文化芸術祭は、1年間一生懸命準備をしてきたが、簡単にやめてくれで終わってしまいました。予算についても使用していないのであれば返せと市側はそういう考えです。だから文化連盟として開催する事業も、各団体の事業もほとんどできない状態です。大体が年を取った方なので、何もできないのであればもうやめてしまおうかとなります。我々文化連盟の事業が2回中止になり、またコロナ第2、3波がきたらできませんが、3回目をまた今年に開催する予定です。初めからやめておくとなると全て駄目になってしまい、ビジョンにそのようなことを書くとなると市側は突かれると困るところもあると思うので、書くことについては考える必要があると思います。

#### ○会長

おっしゃっていることはよく分かります。行政側の対応として、文化担当課が言っているかどうかは別としてもできるだけリスクは避けたいです。なので、オールオアナッシングの場合、ナッシングを選ぶというのが今の行政ですが、安易にナッシングを選ぶのではなくて、先ほどもあった定員を半分に減らしてでも生を提供し続けるとか、あるいはそれに対する次のステップとしての何かデジタルな資料をウェブに載せて知らせていくとか、そういう手法はいくつもあるわけなのでその努力はしてくれということですね。例えば団体での行事について、3密を避けたやり方で予算は少し増えるけれども入場者数を制限しながら開催することもあっても良いのではないかということです。入場者が減るから予算も半分にするというのは、手間がかかる方がお金もかかるのでかえって難しいけれども、それぐらいのことを惜しむべきではないという考え方を出すのが良いと思います。安易に中止というのはいかかなものかということです。阪神淡路大震災のとき流言飛語が飛んで、歌舞音曲の類いは中止されたしとい

う通達を流したのは私ではないとみんなが言った話ご存知ですか。兵庫県知事はそんなこと言っていないっていう話で、一体誰が言ったのか。大震災で大変なことになったので、音楽や舞踊などをしている暇はない、つまり不要不急ととったということで大変大きな傷を残したのです。ところが、音楽やダンスによって救われて生き返った被災者がいっぱいいるわけなので、やはりそういうことを忘れてはいけないということです。

それから芸術を職業として自立して生きていく可能性を持つ子どもたちの前途を妨げていいのかということです。みんなが英・数・国・社・理、勉強して、サラリーマンになるわけではないと思います。アートに秀でている子どもが、他のことはあまり能力なくても、そのアートで職業的に自立する道っていくつもあるわけで、その可能性を閉ざすことになりはしませんかということも、この計画は思想として持っているわけです。だからそういう意味で、もっと自信を持って書いていく必要があると思います。

#### ○委員

教育現場としての現状ということで、ビジョンには本当に子どものことがたくさん書いてあって私はうれしいです。ただ現実にはマスク着用で音楽の先生は歌もリコーダーも駄目で、ボディパーカッションと鑑賞が中心です。この間久しぶりにお昼休みに放送で全校集会をしまして、どんな曲が好きですかというインタビューがあったので、オペラのアリアが好きですと言って一節を歌いました。そのあと男の子たちと廊下で会うと、こんにちはと言いながら裏声をまねていました。今まで当たり前で歌っていたのが今はできない現状ですが、とっても欲していて歌いたいのだなと思いました。学校に来られなかった期間でもすごく学びはあったようで、授業態度もほんとに吸収しようという気持ちがあって、チャイム着席をして、先生がしゃべっているところをしっかりと聞いています。ただ体調的には自宅にいたので、背筋がちょっと弱くなってゴロゴロ

して持続が難しい状態になっています。プール授業は今年は中止なので、この炎天下の中、グラウンドでハードルをしたり陸上競技をやったり、体育館でボール競技をやって熱中症との戦いです。でも確実に私たちが子どもの頃よりは、今の子どもたちは強さも持ってアクシデントに向かって考えて行動しようってずっと言い続けています。だからそのようなことに対してはたくましい子どもたちになってきていると思います。連合音楽会も、この間中止の決断を下しました。今の中2から中3になった子どもたちは、1回も舞台を経験することなく卒業していく可能性は大きいです。文化祭も体育館は密になるから中止、運動会は半日でというふうに校区の校長先生たちと話し合っているわけですが、野外でブラスバンドが少し演奏してというところだけになる可能性の学校がほとんどであるということが現状です。私たちも今年は研修の機会ということで、キャンセルした日に先生たちの一日研修をさせてもらうわけですが、今までだったらやりにくかったギターやお琴の授業をしたりということで工夫改善しながら音楽の先生たちも頑張ってくださいています。、そういうことをちょっと頭のところに置いていただいた中で、この災害に対するページに、何か子どもたちが夢を持てるようなこと、また企画や言葉で伝えていただけたらありがたいなと思います。

#### ○会長

補足で以前事務局から、このビジョンを改定する際に委員の皆様の名簿を掲載させていただいていいかということです。それで資料4として委員名簿を配付していますが、問題がなければ掲載という形でよろしいでしょうか。（異議なし）ありがとうございます。

それでは報告に移ります。文化創造館の今後の取り組みについて、文化創造館関係者の方がお越しですので、ご説明をお願いします。

#### ○文化創造館関係者

貴重なお時間をいただきありがとうございます。資料として、チラシを配布していますが、文化創造館では2月の最後の方に関西フィルのオペラ公演をぎりぎり実施した以降は、直後の市民文化芸術祭以降、全ての事業が中止になりました。

今いろんな話がありましたが、公立の文化施設として今後何ができるかという事の中の一つとして、こういう閉塞感のあるときに条件も大分出てきましたので、できるところから始める必要があるのではないかと思います。市民の皆さんのためもありますし、私はもう一つ、やっぱりアーティストの方たちのためにも、活躍する場を提供する義務も、やはり公立の文化施設や文化財団にはあると思います。なので、とりあえずクラシック音楽講座を始める予定です。無料の講演は7月29日からスタートしますが、大勢いらっしゃると思うので、まだまだ限られた方にしか多分当日お聴きいただけないかもしれません。8月1日には、関西フィルの夏の金管クインテットwith Percussion(パーカッション)！も開催予定ですが、こちらは500円いただきます。2日前からチケットをインターネットと電話で発売しており、140枚出ているので、当日には400人ぐらいまでということ考えています。その後は去年台風でできなかった狂言会を今年こそはということ企画しています。

2月の時点では催し物は全て中止ということで当然全て中止しましたが、条件がいろいろ出て、開催できる可能性も出てきました。皆さんのお話にもありましたが、多分特効薬とワクチンができない間は、うちのホールで1,500人と300人、フルで入れられるということはないと思います。公立の文化施設の大きな役割として、特定の方たちのためだけの文化充実ではなくて、50万人いる東大阪市の全ての皆さんのための文化創造館ですので、この役割として何をすればいいかということを考えながらやっていきたいと思っています。

今皆さんの話を聞いていて、とてもすばらしい新しい文化政策ビジョンが

できるのがもう今分かりました。私どもは民間事業者として、しかも契約での仕事をしています。ビジョン5ページ(1)から(5)と様々な法律が書いてありますが、我々が与えられた業務を決めた仕様書、要求水準書となっておりますがこれが決まったのは、実は(1)の頃です。(2)から(5)というのは、もうやることが決まった後からできた法律です。なので、皆様がお話されていることが、今我々が毎年やらなきゃいけない計画上の業務と正直乖離があります。個人的にはやっぱり社会包摂の取組、その部分が一番欠落していると私は思います。今回のこの文化政策ビジョンの更新に当たって、我々の仕事にもそれを受けて、文化創造館、本来はこうではないか、市民のためにここが大事、こういうことをやれよと、ぜひ皆さんからもプッシュしていただければと思います。

今後もしろいろな取組をやっていきますので、ぜひ皆さんにもお越しいたきたいと思います。ありがとうございました。

#### ○会長

ありがとうございます。今ご報告いただいたことについて、何か質問や意見はありますか。

最後に文化創造館の方がおっしゃったことは、実はこの審議会としても問題意識はもうどうに持っているところで、条例及び文化政策ビジョンの趣旨に沿ったPFIであるべきで、それとは全く関係のない仕様書を出すということは到底受け入れがたいです。そういうような矛盾した政策を実践するというのは市民に対する背信行為になると私は思います。しかしながら、PFI事業でこの館がつくられた経過の中で、文化のまち推進課があまり発言権行使できてなかったということも私は理解はできたので、あまり深く追求はしなかったということもあるのですが、このビジョンが次のバージョンになった段階では、この文化創造館、美術センター、各文化施設、全部ビシッとこの計画の中で位置づけら

れて、紐付けられるはずですが。なので、指定管理の発注仕様書、あるいはPFIの年間事業の指示書等々は、このビジョンときちっと連動したものにしていきたいと思えます。

それとなお、収益事業と公益事業と、大体大きく2つに分かれるはずですが、おおむね収益事業は、利用料金制を導入していたり、事業者の主体性でというやり方をしていると思えます。残りは公益事業となると、公益事業の中でもある程度の料金でコストが回収できるまで、できるだけ料金を取ってできるだけ赤字を減らすような圧力をかけるとなると、結局儲かる事業にみんな流れてしまうということになって、計画がゆがんでしまいます。なので、できるだけ発注する側も積算能力を持っていただきたいです。それが難しければ、委託料を行使してでもこういう事業は大体幾らぐらいが標準的な価格なのかということの調査をするぐらいの能力を発注者側が持つべきだと思えます。そうでなければ、今文化創造館の方がおっしゃったような、全てが現場に責任を押しつける形でできてしまうというふうな問題が生じかねないと思えますので、行政側にこの辺はよろしくお願ひしたいと思えます。前回、PFIの事業者がこの計画に関して承知してなかったのではないかと思われたので研修をしたところですので、それをつじつまの合うものにしたいということをおっしゃっているわけで理解もできますのでその方向でいきましょう。

他に何かご意見ございますか。それでは本日の審議会の審議事項はこれで終わりでございます。本日はありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

#### ○事務局

それでは本日も長時間にわたりご議論いただきまして誠にありがとうございました。たくさん大変貴重な意見を踏まえまして、またビジョンの修正をさせていただきますと思えます。

なお次回は、第5期最後の審議会となる予定となっております。10月頃を予定しておりますが、日程につきましてはまた後日、ご連絡させていただきたいと思っております。

今後より一層、文化政策を推進していくために、また引き続き皆様のお力添えをいただきますよう、お願いいたします。本日はありがとうございました。

—了—